

例の制定とあわせて実施した「職員研修」、実務上の指針としての「債権管理マニュアル」の策定等、債権管理を本格的に実施していくための条件整備を図ったことによつて、これまで以上に速やかな債権処理が可能となつた。

現在、各担当課においては、これまで滞留していた債権の洗い出しを行い、少額債権の

整理と高額案件の訴訟の提起等に向けた準備を進めており、すでに担保権の実行手続きを行ひ数千万円の徴収に結びついたものも出てきている。また、平成19年9月の区議会定例会においては、初めて本条例の適用により数億円にのぼる債権の放棄に関する議会報告を行いうことができたところである。

一方、こうした取り組みの過程の中では、

(表3) 「債権管理マニュアル」の概要	
第1章 債権の意義・債権の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・債権の意義（自治体債権の意義） ・自治体債権の管理に関する基本法規・債権の発生（公債権・私債権の法的性質）
第2章 日常の債権管理	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳・ファイルの管理 (台帳記載事項、契約関係書類、督促関係書類の保管) ・収納管理 (歳入の調定、納入の通知、保証人からの納入)
第3章 債務者が履行遅滞に陥った場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・督促（督促の方法、督促の効力、保証人に対する督促） ・納付交渉（履行の請求、生活状況調査、財産調査） ・履行延期の特約 ・徴収停止 ・法的手続きをによる回収（担保権実行、強制執行、訴訟等）
第4章 債務者に信用不安が生じた場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・履行期限の繰り上げ ・担保提供の請求、保証人の変更、物的担保の請求・保全処分、仮差押え
第5章 裁判所の手続きの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・民事調停 ・即決和解 ・支払督促 ・訴訟（少額訴訟を含む） ・第1審判決後の対応 ・強制執行 ・担保権の実行 ・財産開示手続き
第6章 時効管理・欠損処理	<ul style="list-style-type: none"> ・時効、時効の中断、援用 ・欠損処理、債権の免除・放棄
第7章 各種債権の管理上のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の概要 ・債権の種類 ・時効期間 ・徴収手続き ・徴収権の消滅・欠損処理

未解決の課題や問題点も残されている。その第1は、条例の運用上の問題であるが、具体的に数例をあげると、(1)公債権か私債権かの分類が今だ明確化されていないものがあること、(2)専決処分における500万円という金額には、利息、延滞金が含まれるのか否か、(3)和解には債権の一部放棄が含まれるのか否か、また、債権放棄の要件である生活困窮とくにおくのかということ等も早急に結論を出すべき課題として提起されている。

第2は、実務上・組織上の課題である。本区における私債権の管理を担当している部署は、15課24係であるがその管理方法は各担当課に任せられている。それぞれの各種貸付金は行政目的が違うとはいって、区と住民の間に金銭の債権債務関係が発生するということにおいて差異はない。したがつて、申請書・契約書の様式、台帳・ファイルの管理方法、保証人や物的担保の有無、債務不履行に陥った時の措置等、債権管理に関する基本事項についてはある程度統一化していく必要があると考えている。また、組織的には集中管理方式とするのか個別管理方式とするのか、専門的な知識やノウハウの蓄積をどのようにしていくのかなど問題は山積している。今後、組織体制のあり方を再検討し、条例・規則及び債権管理マニュアルの改正等も視野に入れながらよりよいものに適宜改善していきたいと考

えている。

7 おわりに

これまで、本区における債権管理に関する取り組みとその中でどのように弁護士を活用してきたのかについて述べさせていただいた。債権管理や弁護士の活用というテーマについては、それぞれの自治体における行政規模や財政規模、政策判断の違い等により様々な考え方や取り組み方があることは十分了知されるところである。しかし、地方分権が推進され、自己決定・自己責任による行政運営が求められている今日、債権管理のあり方を含め、各種行政活動に関しても迅速・適切な法判断を求められる場面も少なくない。そのため弁護士の関与は今後ますます増大していくものと考えられる。

ところで、2007年6月に「自治体財政健全化法」が成立した。同法は、北海道夕張市のような財政破綻団体が出るのを未然に防止するため、普通会計だけではなく、公営企業や公社・第三セクター等の財政状況に関する指標を開示し、住民の自治体財政への関心を高め、議会の監視機能のより一層の充実を図ろうとするものである。このことは、自治体における財政健全化に向けた取り組み、透明性の確保、法令順守等が強く求められるとともに、債権管理のあり方についてもこれま

で以上にその重要度が増していくことを意味するものと推測される。

債権管理における弁護士の活用方法は、委託契約方式、顧問弁護士方式、任期付き公務員方式等いろいろな方法が考えられるが、いずれの方法を採用するにしても、単なるアウトソーシングで終わらせることがなく、職員の事務能力・法務能力の向上を図ることに結び付け、地方分権の時代に相応しく自立した債権管理業務を進めていくよう努力していくことがなによりも重要なことであると考える。

*本文中、自治体とは普通地方公共団体、自治法とは地方自治法、施行令とは地方自治法施行令をいう。

●第6号（2006年8月発売）定価1,200円（税込）

・特集「食品安全に係る法制度」

総論——食品安全基本法を中心にして
実例にみる安全対策と生産者保護（1）

——牛海綿状脳症（BSE）の発生に伴う道内の諸対策

実例にみる安全対策と生産者保護（2）

——現地現場からの法創造プロセス・京都鳥インフルエンザ事案を教訓に

事例① 遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等を条例で規制

——政策を支援する法務組織の論理と法解釈を中心に

事例② 群馬県の食品安全行政の展開と食品安全基本条例

事例③ まるかじりできるりんごの安全性を条例で宣言

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

北海道栗山町議会基本条例

愛知県蒲郡市公共施設の適正な利用の確保に関する条例

江戸川区生活一時資金貸付条例

(目的)

第一条 この条例は、生活資金が一時不足する区民に対し、生活一時資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、その生活の安定を図ることを目的とする。

(貸付けの資格)

第二条 資金の貸付けを受けることのできる者は、江戸川区内（以下「区内」という。）に住所を有し、住民基本台帳に記録され、かつ、記録後三箇月以上を経過している者で、次の各号の要件を備えていなければならない。

- 一 災害、疾病その他江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める理由により生活資金が一時不足する者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による扶助を受けている者及び公務員共済組合その他自己の所属する団体の共済事業就労制度による生活資金等の貸付けの対象となる者を除く。）で資金を他から借り受けることが困難であること。
- 二 世帯主であること。
- 三 現に、江戸川区母子福祉生活一時資金貸付条例（昭和四十年三月江戸川区条例第十四号）による資金（以下「母子福祉生活一時資金」という。）の貸付けを受けていないこと。

(貸付金の限度額)

第三条 資金の貸付額は、一世帯について三十万円以内とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、五十万円まで貸し付けることができる。

(追加貸付け)

第三条の二 現に資金の貸付けを受けている者は、区長が特に必要と認める場合に限り、前条に規定する貸付限度額から、現に貸付けを受けている額を控除して得た額の範囲で、追加貸付けを受けることができる。

(貸付けの申込み)

第四条 資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより区長に申し込まなければならない。

(貸付け)

第五条 区長は、前条の申込みがあつたときは、調査のうえ、必要と認める者に対し、予算の範囲内において資金を貸し付ける。

(貸付金の利率等)

第六条 資金の貸付利率は、年一・五パーセントとする。ただし、貸付金に対する利子に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(償還期間・方法)

第七条 資金の償還期間は、貸付けの日の属する月の翌月から起算して二十五箇月以内とする。

2 儻還方法は、原則として均等月賦償還とし、いつでも繰上償還することができる。

(資金の返還)

第八条 区長は、資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、期限の利益を喪失させ、元利金の全額を直ちに返還させることができる。

- 一 偽りの申込み又は不正の手段により貸付けを受けたとき。
- 二 償還金の支払いを継続して怠ったとき。

(延滞金)

第九条 区長は、借受人が償還期限までに貸付金を償還しないとき、又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、償還すべき延滞元金に対し年七・三パーセントの割合をもつて、償還期限の翌日から償還当日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、貸付金に対する延滞金に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(償還の免除)

第十条 区長は、借受人が死亡その他特別の理由により貸付金の償還ができなくなつたと認められるときは、貸付金の償還未済額、利子及び延滞金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(保証人)

第十一條 資金の貸付けを受けようとする者は、原則として区内に住所を有し、次の各号の要件を備える連帯保証人一人以上を立てなければならない。

- 一 母子福祉生活一時資金の貸付けを受けていないこと。
 - 二 この資金の貸付けについて他に保証していないこと。
 - 三 生活保護法による扶助を受けていないこと。
- 2 前項の場合において、資金の貸付けを受けようとする者は、自己の立てようとする連帯保証人と、この資金の貸付けについて相互に保証をすることはできない。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

江戸川区生活一時資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区生活一時資金貸付条例（昭和四十四年三月江戸川区条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付理由)

第二条 条例第二条第一号に定める貸付理由は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 本人又は同居の親族の疾病又は負傷により、治療に要する費用等に困窮するとき。
- 二 同居の子弟が、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は大学等に入学（入園）し、その入学（入園）支度等の費用に困窮するとき。
- 三 災害等により、住宅又は家財に被害を受けたとき。
- 四 本人若しくは同居の親族の結婚又は本人の営む葬祭等のため支出を要するとき。
- 五 本人又は同居の親族が、区内転居するに際し、借家又は借間の契約の費用に困窮するとき。
- 六 借家又は借間の契約更新の費用に困窮するとき。
- 七 食糧その他日常の生活必需品の購入費用に困窮するとき。
- 八 本人又は同居の親族の就職のため支出を要するとき。
- 九 本人又は同居の親族がやむを得ない理由により、旅行するため支出を要するとき。
- 十 前各号に定めるもののほか、区長が貸付けを必要と認めるとき。

第三条 条例第三条ただし書に定める区長が特に必要と認める場合とは、前条第一号から第六号までの規定のいずれかに該当する場合をいう。

第三条の二 条例第三条の二に定める区長が特に必要と認める場合とは、資金の償還期間中に更に資金の借受けを必要とする緊急の理由が生じた場合をいう。ただし、正当な理由なく資金の償還が滞っている者については、この限りでない。

(貸付けの申込み)

第四条 条例第四条の規定に基づく貸付けの申込みは、別記第一号様式の申込書による。

2 前条による申込みをしようとする者は、第一項の申込書に事実を明らかにする書類を添えて区長に提出しなければならない。

(貸付決定通知)

第五条 区長は、前条に規定する貸付けの申込みがあつたときは、貸付けの資格要件等について審査のうえ、貸付けをするものと決定したときは、別記第二号様式の通知書により申込者に通知する。

2 区長は、貸付けをしないものと決定したときは、別記第三号様式の通知書により申込者に通知する。

(資金の交付)

第六条 前条の規定に基づく貸付決定の通知を受けた申込者は、別記第四号様式の借用証書に本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の借用証書の提出があつたとき資金を交付する。

(償還の免除理由)

第七条 条例第十条に規定する特別の理由とは、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による生活扶助を受けることとなつたとき。

二 区長がやむを得ないと認めたとき。

（償還の免除申請）

第八条 儻還の免除を受けようとする借受人は、別記第五号様式の申請書に償還の免除を必要とする事項を証する書類を添付して、区長に申請しなければならない。

2 区長は、償還の免除を決定したときは、別記第六号様式の通知書により、償還を免除できないと決定したときは、別記第七号様式の通知書により、申請者に通知する。

（資金の返還）

第八条の二 区長は、借受人について、条例第八条各号のいずれかに該当する事由があるときは、借受人及びその連帯保証人に対し、期限の利益を喪失させ、一括返還させる旨の通知をしなければならない。

2 条例第八条第二号に規定する償還金の支払いを継続して怠つたときは、六箇月以上怠つた場合とする。

（届出事項）

第九条 借受人（本人死亡の場合は、相続人。）は、次の各号の一に該当するときは、別記第八号様式の届出書によりすみやかに区長に届け出なければならない。

一 借受人又は保証人が住所若しくは氏名を変更したとき。

二 借受人又は保証人が死亡したとき。

三 保証人を変更したとき。

（報告等）

第十条 区長は必要と認めたときは、借受人に報告を求め、また必要な指示をすることができる。

（委任）

第十一條 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

江戸川区の私債権の管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、江戸川区（以下「区」という。）の私債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、区の私債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「区の私債権」とは、金銭の給付を目的とする区の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

2 この条例において「私債権の管理に関する事務」とは、区の私債権について、債権者として行うべき保全、徴収、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。

(他の条例との関係)

第三条 区の私債権の管理に関する事務の処理については、他の条例又はこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(区長の責務)

第四条 区長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めに従い、区の私債権の徴収に努めなければならない。

(台帳の整備)

第五条 区長は、区の私債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし、その内容については、区長が別に定める。

(督促)

第六条 区長は、区の私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第七条 区長は、区の私債権について、前条の督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十二条の措置をとる場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている区の私債権（保証人の保証がある区の私債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある区の私債権（次号の措置により債務名義を取得した区の私債権を含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない区の私債権（第一号に該当する区の私債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(専決処分)

第八条 訴訟手続等により履行を請求する場合において、その目的の価額が五百万円以下のものについては、訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分に

ついて（平成十六年三月十七日付け江戸川区議会議決）により処理することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、区長は、これを議会に報告しなければならない。

(履行期限の繰上げ)

第九条 区長は、区の私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第十条 区長は、区の私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により区が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、区長は、区の私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第十一條 区長は、区の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることができ著しく困難又は不適当であると認めるとときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約)

第十二条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盜難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る区の私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る区の私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に

貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 区長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る区の私債権は、徴収すべきものとする。
(免除)

第十三条 区長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした区の私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る区の私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

第十四条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
 - 二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
 - 三 当該債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
 - 四 第七条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
 - 五 第十一条により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- 2 区長は、前項の規定により区の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(台帳)

第二条 部長（江戸川区組織条例（昭和四十年一月江戸川区条例第一号）第一条に規定する部の長及び教育委員会教育長をいう。）は、条例第五条の規定により台帳を整備するものとする。

2 前項の台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 私債権の名称
- 二 債務者の氏名及び住所
- 三 私債権の額
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(督促)

第三条 条例第六条に規定する督促は、原則として納期限経過後二十日以内に発するものとする。

2 前項の督促に指定すべき期限は、その発した日から十五日以内において定めるものとする。

3 第一項の督促は、原則として文書により行うものとする。

(督促後の期間)

第四条 条例第七条本文に規定する「督促をした後相当の期間」とは、一年を限度とする。

(徴収停止後の期間)

第五条 条例第十四条第一項第五号に規定する「徴収停止の措置をとった日から相当の期間」とは、一年以上とする。

(委任)

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

資料3

平成 22 年 1 月 20 日作成

NO 335

生活一時資金貸付金 滞納者カード

借受人			
フリガナ	エドガワタロウ	貸付時住所	東京都江戸川区中央1-4-1
氏名	江戸川 太郎	現住所	〒1330052 東京都江戸川区中央1-4-1
生年月日	昭和 27 年 10 月 29 日	最終催告日	平成 19 年 12 月 12 日 郵便
現況	行方不明	特記事項	
区分	保留		

連帯保証人			
フリガナ	エドガワジロウ	貸付時住所	東京都江戸川区中央1-4-1
氏名	江戸川 次郎	現住所	〒1330052 東京都江戸川区中央1-4-1
生年月日	昭和 15 年 7 月 4 日	最終催告日	平成 20 年 9 月 8 日 到達
現況	居住	特記事項	借受人関係 友人
区分	督促状送付		

貸付状況			
貸付日	平成 12 年 1 月 4 日	貸付額	200,000 円
返済回数	25 回	残元金	200,000 円
返済開始	平成 12 年 2 月 1 日	督促基準日	平成 21 年 7 月 31 日
返済終了	平成 14 年 2 月 28 日	滞納額	200,000 円
返済額	0 円	利息	6,400 円 参考：延滞金 108,400 円
最終納付日		第三者返済人	

資料4

〒1330052

東京都江戸川区中央1-4-1

江戸川 太郎 殿 1000

管理番号 1000

督 促 状

平成 21 年 12 月 4 日

借受人 江戸川 太郎 殿
連帯保証人 江戸川 次郎 殿

江戸川区長 多 田 正 見

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町2丁目1番13号
中村ビル5階

マイスター法律事務所

上記代理人 弁護士 須 田 徹

当職は、江戸川区を代理して、貴殿らに対し、次のとおり通知致します。

記

1. 貸金返還請求

江戸川 太郎 殿を借受人、江戸川 次郎 殿を連帯保証人として実行した平成 12 年 10 月 5 日付江戸川区生活一時資金貸付（貸付金額金 250,000 円）は、遺憾ながら、金 289,400 円が未納となっています。その内訳は次のとおりです。

元 本 金	190,000 円
利 息 金	6,900 円
延 滞 金 金	92,500 円 (但し、平成 21 年 12 月 1 日現在)
合 計 金	289,400 円